

食物アレルギー調査報告書

平成27年3月

公益社団法人全国学校栄養士協議会

目次

あいさつ

I	調査の概要	7～8
II	調査結果	11～48
III	Q&A	51～58
IV	集計表	61～80
V	調査用紙	83～87
VI	資料	91～94

Q エビやいか、大豆料理の揚げ油の処理について。えびやいか大豆など揚げた後、その都度油は廃油にするべきか。今はそのまま使用してしまっている。揚げ油は高温になるのでアレルギーもなくなるかとも思うが。事故もないので使用してしまっている。アレルギー対応で揚げ油を廃油にしていくことは、油の管理や献立の配列がとても困難になる。

A 長時間高温にさらされることで、原因たんぱく質は変性しやすいと考えて良い。このため、一般的に適切に管理された揚げ油であれば、複数回の使用は可能と考える。もし、医師が揚げ油の管理を求めてくる場合、対象児童は最重症患者であり、安全な学校給食提供は困難と考え、弁当対応を考慮するとよい。しかし、通常はそのような重症児は極めて稀であり、診断医に再確認すると良い。

Q 小麦粉の場合、除去コーナー程度だと空中を介して粉成分が混入する可能性があるのですが、完全除去は難しいのですか？またスチームコンベックでアレルギー食品をスチームした後は、鉄板を変えても中に成分が残るものではないでしょうか？

A 空中を介して粉成分が混入する可能性はある。しかし一般的には、適切に管理されていれば、その程度の混入で症状が誘発されることはない。医師が空間の混入の管理を求めてくる場合、対象児童は最重症患者であり、安全な学校給食提供は困難と考え、弁当対応を考慮するとよい。しかし、通常はそのような重症児は極めて稀であり、診断医に再確認すると良い。スチームコンベックでスチームした時も同様に考えて良い。

Q ガイドラインにおいては「不要な食事制限をなくすことも重要」とある。しかし、保護者が「学校で症状が出たら大変だから」という理由で家庭では食べている食品も除去を希望したり、医師の診断が曖昧で、本当に必要な除去を行っているのか疑問に思ったりすることが多い。専門医も少なく、何を根拠に対応の内容を決めればよいのか疑問である。

A 全ての児童生徒が正しい診断が与えられることは理想的である。しかし現実には必ずしもそれは叶えられていない。しかし、せめて管理指導表で医師の診断を求めていくことは、保護者申請の不必要な除去を減らすきっかけにはなる。また「学校での対応は家庭での対応レベルを超えては行わない」という前提を教育委員会等がルール作りすることで、”家庭では食べて学校では除去”ということは回避できる。

Q 例えば魚の「鮭」は食べられないが「鱒」は食べられる等といった保護者の思い込みによる申し出に対しては、反論したくても難しい面があるが、どう対応していけばよいか。
(さまざまなケースに答える保護者向けのQ&A集などがほしい)

A **食物アレルギーは多種多様で、個別の診断が必要である。このため、例示されたような症例を否定することは出来ない。しかし、一般的にはサケとマスは同種と考えるので、最終的には負荷試験をして確認することになる。少なくとも、保護者の思い込みで対応することを避けるために、生活管理指導表の提出を必須とする。**

Q 間違っていると思われる情報を医師が保護者に話した場合、どう対応したらよいか。
※「鮭はエビを食べて身の色が赤くなっているので、エビアレルギーを持つ場合は鮭も食べないほうが良い」と話をされたそうです。(研修会で、そのようなことはないと聞いたことがありました。)

A **例示されたような事実はない。明らかに誤りと思われる情報であれば、栄養士から保護者にその旨伝えるとよい。それを保護者が医師に確認して、それでも診断の訂正がなければ、給食では指導表の内容が絶対と考えてください。あくまでも診断は医師がするものです。栄養士は粘り強く保護者への情報提供を行い、児童のために不必要な除去を最小限に出来るように頑張ることが期待される。**

Q 食物アレルギーの生活管理指導表の提出に関する義務化は、世間でも話題にあがっているが、家庭環境によっては金銭的な理由をもってして、提出ができない家庭がある。そうした家庭でも容易に提出ができるように補助金などを設けて、医師の生活管理指導表への記入を保険適用に変えていただけないか。

A **自治体によっては一部もしくは全部補助しているところもある。そうした例を上げながら、教育委員会や自治体へ陳情するとよい。**

Q 保護者からの申し出で、牛乳を飲まない児童がいます。返金をしていますがアレルギーならわかりますが、乳糖不耐症なのか、単に飲めないのかで、生活管理指導表が提出されない児童に対してどうしたらよいのでしょうか。

A 食物アレルギー対応については、基本的にはガイドラインによる対応を基本とし、医師による学校生活管理指導表による診断を求めます。また各学校においては、市区町村教育委員会におけるアレルギー対応方針に基づき対応します。保護者からの申出により、児童生徒が学校生活管理指導による医師の診断を受け、対応の可否については食物アレルギー対応委員会で検討・決定します。保護者の方に御理解いただけるように、教育委員会等とも連携を図りすすめていくことが重要です。